

●香川県告示第116号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和8年6月9日

香川県知事 池田豊人

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

愛媛県四国中央市金生町下分130番地

ユニ・チャーム国光ノンウーヴン株式会社 代表取締役社長 織田 武

(2) 事業場の所在地及び名称

観音寺市豊浜町和田浜1531番地15、1531番地16

ユニ・チャーム国光ノンウーヴン株式会社 製造グループ

(3) 特定施設に関する事項

設置しようとする特定施設

種	類	繊維製品の加工業の用に供する薬液浸透施設	
能	力	生産能力1,800枚/分、ロス量1.5m <sup>3</sup> /日	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後	
	工事完成予定年月日	令和8年9月4日	
	使用開始予定年月日	令和8年9月24日	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		連続16時間	
排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	7.0~12	7.0~12
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	3,300	3,600
	化学的酸素要求量 (mg/L)	240	280
	浮遊物質 (mg/L)	60	80
	窒素含有量 (mg/L)	1,400	1,600
	りん含有量 (mg/L)	6	10
排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)		0.1	0.3

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし

(5) 排出水の汚染状態及び量

区 分		3T-1	排 水 口
排 出 水 の 汚 染 状 態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	10	15
	化学的酸素要求量 (mg/L)	8.1	15
	浮遊物質 (mg/L)	15	25
	窒素含有量 (mg/L)	3.7	8

りん含有量	(mg/L)	0.9	2
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	(mg/L)	1	2
大腸菌数	(CFU/mL)	300未満	800
排水水の量	(m <sup>3</sup> /日)	327	3,178

他に排水口が3箇所ある。

## 2 縦覧の期間及び場所

### (1) 期間

令和8年6月9日から同月30日まで

### (2) 場所

香川県環境森林部環境管理課

観音寺市市民部生活環境課